# 金杉町会会則

1. **総則**

(名称)

### 第1条 この会は、金杉町会(町会)と称し、事務所は金杉会館内におく。

(目的)

### 第2条 この会は、会員相互の協力により生活の合理化と生活環境の改善を促進し併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。特定の政治活動、宗教活 動、私的営利活動には関与しない。

(事業)

### 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。

(2) 生活環境の改善に関すること。

(3) 生活文化の向上に関すること。

(4) 共同施設の利用、管理に関すること。

(5) 防災、防犯に関する団体との協力に関すること。

(6) その他この会の目的達成に必要なこと。

## 第2章　会員

(会員)

### 第4条 この会の会員は、町会地域(船橋金杉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の 1部、9丁目の1部、金杉町の1部、馬込町の1部、夏見台4丁目の1部、夏見 台6丁目の1部)に居住する者および店舗または事務所を有する者で構成する。

(資格)

### 第5条 会員は資格を取得、または喪失したときは直ちに本会に届けなければならない。

## 第3章　組織、役員および機関

（班組織)

### 第6条 この会は地区を12に分けそれぞれ班を組織する。

(その他組織)

### 第7条 必要に応じ部会あるいは委員会等を設けることが出来る。

(役員)

### 第8条　この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、監査役2名、班長12名、その他役員若干名。

(役員の選出)

### 第9条 この会の会長、副会長は構成各班持ち回りで班から候補者を推薦し、総会において選出する。監査役は原則、前々会長及び前会長とする。ただし特別の事由のある場合は前々副会長、前副会長とすることが出来る。班長は構成各班1名とし各班会員の互選による。役員は相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

### 第10条役員の任期は、会長、副会長は2年、監査役は4年、班長は1年とし、再任を妨げない。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

### 第11条 役員は、総会の決議を遵守し、会のために誠意をもって任務を遂行しなければならない。

2　会長は本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行するとともに、この 会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 班長は会務を執行し、班を代表して任務をおこなう。

5 監査役は、会の財産および役員の業務執行の状況を監査し、その結果を総会 に報告する。又、その報告をするため必要があると認めるときは、総会の 招集を請求することができる。その他の役員の職務は、別に定める。

## 第4章　会議

(会議の種類)

### 第12条 この会の会議は次のとおりとし、(1)、⑵は会長が、⑶は班長がこれを招集する。

(1)総会 (2)班長会 ⑶班会議

(総会)

### 第13条 総会は、この会の最髙議決機関で、定期総会は年に1回通常4月に開催する。

2 次の場合は臨時総会を開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上から会議の目的とする事項及び招集の理由を示して請求 があったとき。

(3) 第11条第5項の規定により監査役から招集の請^:があったとき。

(総会の議長)

### 第14条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の成立)

### 第15条 総会は、会員の2分の1以上(委任状含む)の出席がなければ成立しない。

(総会の付議事項)

### 第16条 次の事項は、総会の決議を必要とする。

(1) 会則の制定、変更に関すること。

(2) 新年度事業計画及び予算計画に関すること。

(3) 前年度の事業報告及び決算報告に関すること。

(4) 役員の選出に関すること。

(5) その他総会の決議を必要とする重要事項。

(総会の決議)

### 第17条 総会の決議は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会則の制定、変更は、出席者の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

3 総会の決議事項は、すみやかに会員に周知しなければならない。

(総会の議事録)

### 第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任者を含む)。

(3) 開催目的、審議事項及びその決議事項。

(4) 議事の経過の概要及びその結果。

(5) 議事録署名人の選任及びその結果。

2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(専決)

### 第19条 総会に付議しなければならない事項でも、緊急を要するため総会を招集する日時のないときは、班長会で専決することができる。

2 前項で議決した事項は、次の総会で承認を得なければならない。

(班長会)

### 第20条 班長会は、監査役を除く役員をもって構成する。

2 班長会は、この会の最髙執行機関であって、総会によって委任ざれた事項などの業務を執行し、総会に対して責任を負う。

3 班長会は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長とする。

4 班長会の議事の決定については、会員に報告しなければならない。

(班長会の責務)

### 第21条 この会の班長会は、次の職務を行う。

(1) 業務を執行するための方針に関すること。

(2) 総会の招集および総会に付議すべき事項に関すること。

(3) 財産の取得または処分に関すること。

(4) その他審議を必要とする重要なこと。

(班長会の定足数等)

### 第22条 班長会には、第15条、第17条第1項及び第18条の規定を準用する。この 場合において、これらの規定中「総会』とあるものは「班長会Jと、「会員』とあ るのは「監査役を除く役員」と読み替えるものとする。

(班会議)

### 第23条 班会議は班員をもって構成し、班長の下で運営される。

## 第5章　会計

(収入)

### 第24条 この会の収入は、次に掲げるものとする。

(1) 会費

(2) 交付金、補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(用途)

### 第25条 前条の収入は、この会の一般活動及び第3条の事業を行うための費用に充てる。

（会費）

### 第26条 会員は総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(会計年度)

### 第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

### 第28条 この会の決算の会計は、年度毎に監査役の監査を受け総会の承認を必要とする。

2 決算報告書には、監査終了の証明書を添付しなければならない。

(帳簿等の閲覽)

### 第29条 この会の記録及び会計簿は、会員の要求があれば随時公開するものとする。 会員は会の諸帳簿に対して閲覧する権利を有する。

## 第6章雑則

（補則）

### 第30条 この会則の施行に伴う必要な細目は、別に定める。

(移行期の特例)

### 第31条 この会則の施行移行期1年間は第10条の特例を認める。

## 付則

この会則は、平成11年4月18日より施行する。

この会則の施行によって既存会則は廃止する。

# 金杉町会防災部会規約

(名称)

## 第1条 この会は、金杉町会防災部会(以下「部会」という。)　と称し、事務所は金杉会館内におく。

(目的)

## 第2条 部会は、町会活動の一環として、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行なうことにより、地震、火災、その他の災害(以下「災害」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業及び防災計画)

## 第3条 部会は、前条の目的を達成するため、防災計画を定め次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震に対する災害予防に関すること。

(3) 地震等の発生時における情報の伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資機材等の備蓄、保守、管理に関すること。

(6) その他部会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

## 第4条 部会は、金杉町会会員をもって構成する。

(役員)

## 第5条 部会に次の役員をおく。

部長1名、副部長2名、その他班長等の役員若干名。また、必要に応じ顧問を置くことが出来る。

(役員の選出)

## 第6条 部長、副部長は原則それぞれ町会会長、町会副会長とし、各班長は町会 班長の中からそれぞれ選出する。

## 第7条 部長は、部会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代行するとともに、部会の会計を処理する。

3班長は班務を行う。職務は別に定める。

4 その他の役員の職務は、別に定める。

(町会総会での付議事項)

## 第8条 次の事項は、総会の決議を必要とする。

1. 防災計画の作成及び改正に関すること。
2. 新年度の事業計画及び予算計画に関すること。
3. 前年度の事業計画及び予算計画に関すること。
4. その他総会の決議事項を必要とする重要事項。

(会計)

## 第9条 部会の会費は、町会の会費その他の収入をもってこれに充て、処理および監査は町会会計の一部として扱う。

(補則)

## 第10条 この会則の施行に伴う必要な諸細目は、別に定める。

## 付則

この会則は、平成11年4月18日より施行する。

# 金杉会館消防計画

## 第1　目的および適用範囲

(1) 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、金杉会館(以下会館と称す) の防火管理についての必要な事項を定め、火災等の予防と人命の安全、被 害の軽減を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画に定める事項については、会館を利用し、出入りするすべての者 (以下利用者と称す)に適用する。

## 第2 管理権原者および防火管理者

(1) 管理権原者は町会会長とする。

(2) 防火管理者は町会会員の有資格者を選任しこれに充てる。

## 第3 管理権原者および防火管理者の業務と権限

(1) 管理権原者

① 会館の防災管理業務については、すべての責任を持つものとする。

② 防火管理者を選任して、防火管理業務をおこなわせるものとする。

(2) 防火管理者

① 消防計画の作成および変更

② 消火などの訓練の実施

③ 自主検査の実施および管理権原者への報告、提案

次の項目を実施し、結果を管理権原者へ報告し、必要に応じ提案を行う。

ア　建　　物：構造、外壁

イ　避難設備:非常口

ウ　電気設備:配電盤、分電盤

エ　火気使用設備器具：ガスコンロ

オ　消火設備等：消火器

④ 消防用設備等の自主点検、整備および法定点検の立会い

⑤ 火気の使用、取扱いの指導

⑥ 利用者に対する防災教育の実施

⑦ 管理権原者への報告および提案

⑧ 放火防止対策の推進

## 第4　消防機関との連絡等

1. 消防機関への報告、届出等

①防火管理者選任（解任）届出　　　　　　届出者名　管理権限者

②消防計画の作成及び変更届出　　　　　　　　〃　　管理権限者と防火管理者連名

③消防訓練実施の通報　　　　　　　　　　　　〃　　防火管理者

④消防用設備など点検結果報告（1年に１回）　〃　　管理権限者

## 第5 火災予防上の点検検査

1. 消防用設備の自主点検  
   防火管理者は「消防設備等自主点検チェック票」に基づき、消防用設備等の自主点検を4月と10月の年2回実施する。
2. 消防設備等の法定点検  
   ① 法定点検は業者に委託して行う。  
   ② 防火管理者は点検に立ち会わなければならない。
3. 報告等  
   防火管理者は点検結果を管理権原者に報告しなければならない。

## 第6　利用者の守るべき事項

(1) 避難ロ、廊下、通路、出入口には避難、消火の妨げになる物品等を置かない。

(2) 煙草の吸殻は、指定された場所に捨てる。

(3) 火気使用設備器具等は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的以外に使用しない。

(4) 火気使用設備器具等を指定された場所以外で使用する場合は、防火管理者の許可を得るとともに周囲を整理整頓し、可燃物に近接して使用してはならない。

(5) 地震時には速やかに出火防止を図らねばならない。

(6) 放火防止対策として、死角となる廊下、トイレ等には可燃物を置かない。

(7) 建物内外の整理整頓を行う。

(8) 利用責任者は退館時、火気と施錠の確認を行う。

## 第7　防災教育および訓練

防火管理者は町会会員に対し、年2回、4月と10月に防災教育および訓練を行う。

## 第8　雑則

本計画または変更は総会で承認または事後承認を得るものとする。

# 金杉会館　利用規則

**規則の趣旨**

## 第1条 この規則は会館を、地域住民の相互親睦と福祉の推進及び文化的向上を目的とし使用するため、その維持管理に必要な事項を定める。

**会館の管理**

## 第2条 会館の管理者は、町会長とする。

但し、管理者は必要に応じ実務責任者を置くことができる。

**会館使用の範囲**

## 第3条 次の各号に定める者または団体とする。

(1) 金杉町会及びその会員。

(2) 近隣町会•自治会他、特に使用が適当であると認められる者。

使用の手続き

## 第4条 会館を使用しようとする者(以下使用者という)は、管理者に対し、使用許可申請をしなければならない。

**使用の許可**

## 第5条 管理者は、会館の使用を許可する時は、申請者に対し会館使用許可書を交付する。使用許可は原則として、申込順とする。

**使用の制限**

## 第6条 管理者は、次の各号が生じた場合、使用を制限又は変更できる。

(1) 緊急事態により、町会に必要が生じた場合。

(2) 会員の葬儀使用が生じた場合。

**使用許可の取消**

## 第7条 管理者は、申請者が次の各号に該当するときは、使用を取り消すことが出来る。

(1) 公序良俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 建物、設備などを破損するおそれのあるとき。

(3) 管理者が管理運営上特に不適当と認めるとき。

**使用時間**

## 第8条 会館の使用時間は原則として9時から21時までとし、使用区分は4時間毎の3区分とする。

(1) 午前の部　　　　９時〜１３時

(2) 午後の部　　　１３時〜１７時

(3) 夜の部 １７時〜２１時

但し、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

**使用料**

## 第9条 管理者は使用を許可した場合、会館維持費として使用料を徴収できる。 使用料は別に定め、改訂は総会の議決をもって行う。

**使用上の注意事項**

## 第10条　使用者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 申請者以外の使用を禁止する。(又貸し禁止)

(2) 火気及び戸締まりに十分気を付ける事。

(3) 近\_居住者に迷惑を及ぼす行為をしない事。

(4) 許可なく、備品類を他に持ち出さない事。

(5) 許可なく、会館に改造又は変更を加えない事。

(6) 使用後は、掃除を行い、設備又は備品を現状に戻す事。

(7) 使用の際出たゴミ類は、必ず持ち帰る事。

**損害賠償**

## 第11条 管理者は、使用者が会館設備又は備品類を破損した場合は、実費弁償させることが出来る。

**防火管理者の任命**

## 第12条 管理者は、防火管理者(消防法第8条に基づく有資格者)を任命し、火災予防に努めなければならない。

**この規則に定めなき事項について**

この規則に定めなき、実施細目等必要事項については、その都度管理者が定めることが出来る。

## 付　則

この規則は、平成１０年４月１２日より実施する。